

## ◎平成26年度の主な改正点

### 市・県民税の均等割額が上がります

「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」の制定により、平成26年度から35年度までの10年間に限り、市県民税の均等割が1,000円(市民税500円、県民税500円)引き上げられます。

#### 市・県民税の均等割

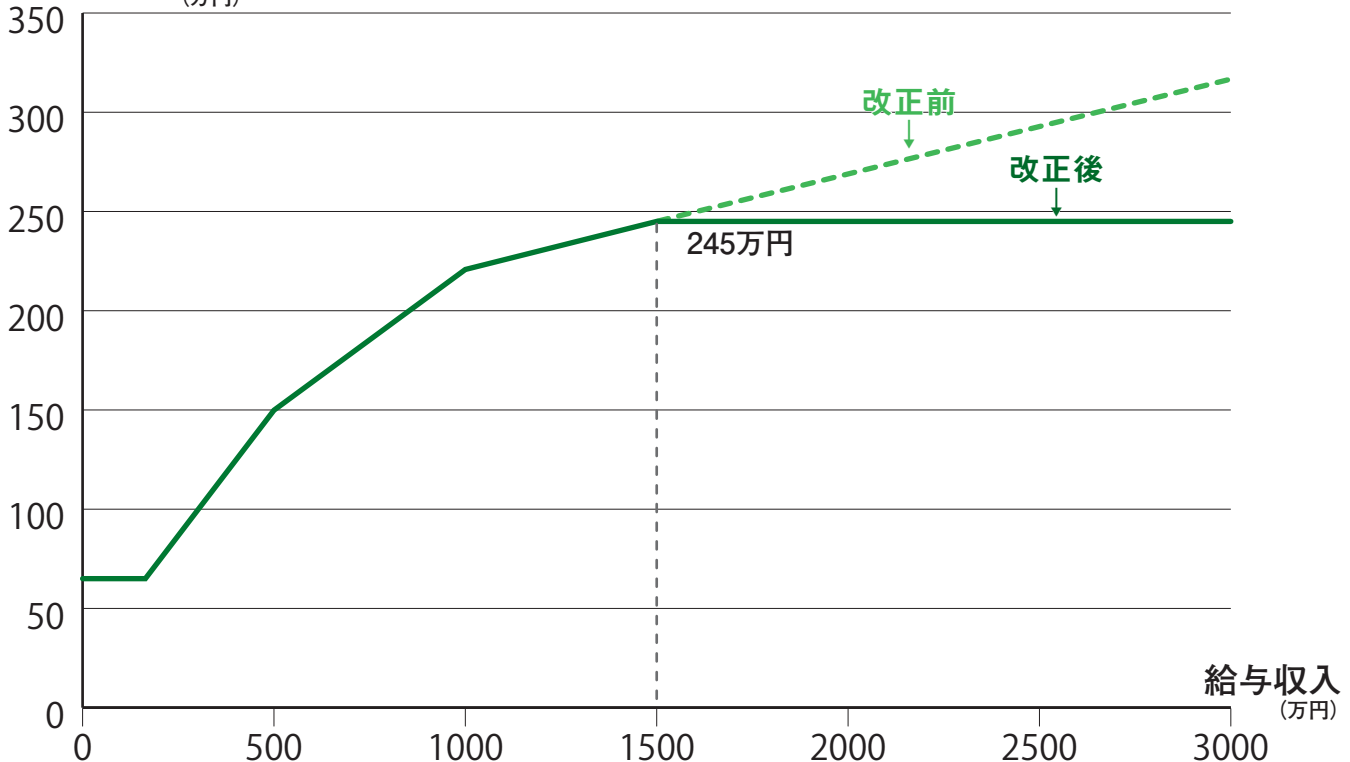
区 分	現 行 (25年度まで)		引き上げ後 (26年度～35年度)
市 民 税	3,000円	➡	3,500円
県 民 税	1,800円	➡	2,300円
合 計	4,800円	➡	5,800円

※県民税には、20年度から「秋田県水と緑の森づくり税」の800円が含まれています。

### 給与所得控除に上限が設定されます

年間の給与収入金額が1,500万円を超える場合の給与所得控除に245万円の上限額が設けられます。  
※平成25年1月1日以降の給与収入から適用されます。

#### 給与所得控除額 (万円)



### 記帳・帳簿等の作成・保存が義務付けられます

平成26年1月から、事業所得(農業所得・営業所得)や不動産所得のあるかたは、所得の合計額にかかわらず、記帳と帳簿書類の保存が義務付けられました(平成25年12月までは、事業所得や不動産所得又は山林所得の合計額が300万円を超えるかたが対象)。

平成26年分の申告の際には帳簿書類の提示を求める場合もありますので、記帳と帳簿書類の整理をよろしくをお願いします。